

高速道路に連結する追加インターチェンジについて

9月27日、高速自動車国道法第11条の2に基づき、国土交通大臣から、「立江櫛淵インターチェンジ」及び「阿波スマートインターチェンジ」の新設につきまして、連結が許可されました。

1 立江櫛淵インターチェンジ

- ・路線名 四国横断自動車道（小松島IC～阿南IC間）
- ・設置場所 小松島市立江町及び櫛淵町
- ・接続形式 本線直結型
- ・形式 フルインターチェンジ

2 阿波スマートインターチェンジ

- ・路線名 四国縦貫自動車道（土成IC～脇町IC間）
- ・設置場所 阿波市市場町
- ・接続形式 本線直結型
- ・形式 ハーフインターチェンジ（徳島方面入口・愛媛方面出口）

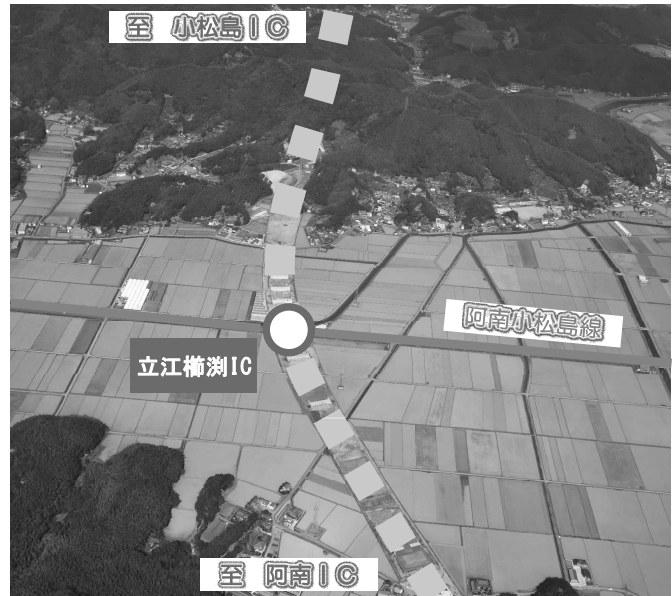
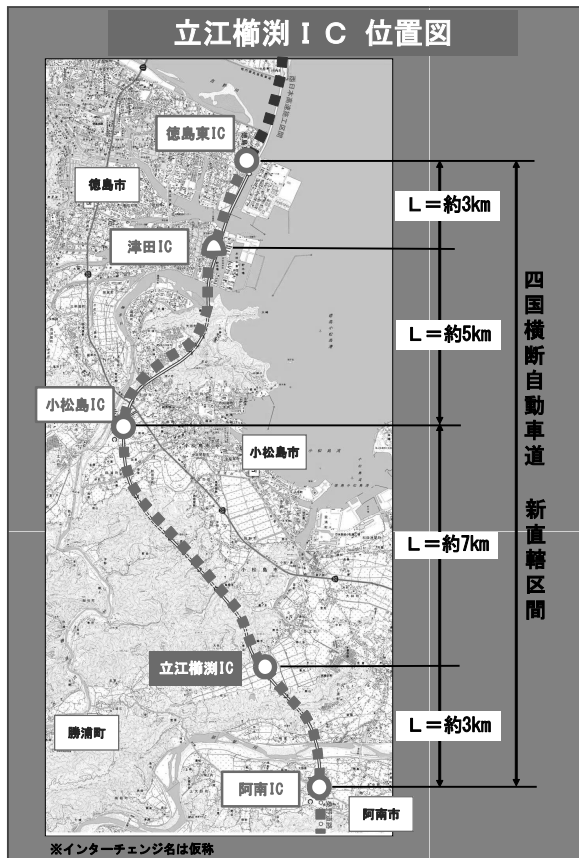
「立江榑澗インターチェンジ（仮称）」の連結許可について

四国横断自動車道・新直轄区間の「立江・榑澗地区」において、高速自動車国道法第11条の2に基づき、県が整備する地域活性化インターチェンジの連結が許可されました。

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 立江榑澗インターチェンジ（仮称） |
| 2 | 連結位置 | 小松島市立江町及び榑澗町 |
| 3 | 連結予定施設 | 県道阿南小松島線 |
| 4 | 計画概要 | |
| | 構造 | フルインターチェンジ（ダイヤモンド型） |
| | 延長 | 北向きランプ L=約620m、南向きランプ L=約520m |
| | 幅員 | 盛土部 W=7.0m
橋梁部 W=6.0m |

【地域活性化インターチェンジとは】

高速道路への効率的なアクセスを確保することにより、企業立地をはじめとした地域経済の浮揚、雇用創出の促進、周辺道路の渋滞緩和等を図り、地域の活性化に寄与することを目的として地方公共団体が主体となって整備するインターチェンジ。



「阿波スマートインターチェンジ（仮称）」の連結許可について

四国縦貫自動車道（徳島自動車道）の「土成・脇町間」において、高速自動車国道法第11条の2に基づき、阿波市が整備するスマートインターチェンジの連結が許可されました。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 阿波スマートインターチェンジ（仮称） |
| 2 | 連結位置 | 阿波市市場町 |
| 3 | 連結予定施設 | 市道高速インター線（仮称） |
| 4 | 管理・運用形態 | |
| | （1）対象車種 | E T C車載器を搭載した西日本高速道路株式会社の料金車種区分の全車 |
| | （2）運用時間 | 24時間運用 |
| | （3）運用形態 | 一旦停止型、ーフインター形式
（徳島方面入口・愛媛方面出口として利用可能） |

【スマートインターチェンジとは】

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、E T Cを搭載した車両に限定しているため、簡易な料金所の設置で済み料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるメリットがあるとともに、高速道路の利便性向上や地域再生・振興に寄与するインターチェンジ。

